

保福第1079号  
平成28年2月8日

子ども未来課長  
障害福祉課長  
長寿社会課長

殿

保健福祉課長  
(公印省略)

障害者差別解消法に基づく福祉事業者の対応指針について (通知)

このことについて、内閣府政策統括官から障害福祉課(福祉のまちづくり班取扱)經由で別添のとおり周知依頼があり、各県民局、市及び本庁所管社会福祉法人に対して、本課より通知しましたのでお知らせします。

記

1 内閣府政策統括官通知及び障害福祉課通知の趣旨

(1) 法の要旨は次のとおりである。

- ・事業者は、差別的取扱いにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。(8条)
- ・主務大臣(厚生労働大臣)は、事業者の対応指針を定める。(11条)
- ・主務大臣(〃)は、事業者に対して助言指導等を行う。(12条)

(2) 法第12条の事務を、各法(社会福祉法)の権限を持つ地方公共団体等が行う。  
(施行令第3条)

(3) 施行令の規定により、県が所管する法人に対して、対応指針の周知を行う。

(4) 厚生労働省の対応指針等は下記ホームページへ掲載されています。

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/sabetsu\\_kaisho/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/sabetsu_kaisho/index.html)

— 担 当 —

保健福祉部保健福祉課

地域福祉・法人指導班 頼本 内線2819

TEL 086-226-7317

FAX 086-234-2456